

不法投棄のないきれいな

「いわき」を目指して

十月は不法投棄撲滅強調月間です。市では「不法投棄 しない させない ゆるさない」を合言葉に、不法投棄監視員と連携した一斉パトロールをはじめとした、各種事業に取り組んでいます。不法投棄のないまちを目指し、監視体制の強化や所有する土地の管理の徹底などに努めましょう。

○お問い合わせ
廃棄物対策課管理係
☎ 22・7439

不法投棄とは

家電製品・大型ごみを含む家庭から出たごみや、事業活動に伴って生じたごみなどを、定められたルールを守らずに捨てることを不法投棄といいます。

不法投棄は地域の景観を損ねるだけでなく、河川や土壌の汚染を引き起こし、環境に悪影響を与えるため絶対にしてはいけません。

不法投棄は犯罪です

日々の生活から出る「一般廃棄物」も、事業活動に伴って排出される「産業廃棄物」もみだりに捨てることは「廃棄物の処理及び清

掃に関する法律」により禁止されています。

この法律に反して廃棄物を捨てた場合、五年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金に処せられ、または併科されます。また、廃棄物の不法投棄に関わった法人は、三億円以下の罰金に処せられます。

不法投棄されない環境づくりを

不法投棄は人家が少ない山林や河川敷など、人目につみにくい場所で行われています。こうした場所は、小まめに草刈りをして見通しの良いきれいな状態にしておくとともに、柵やロー

プを設置するなど、不法投棄されにくい環境をつくるのが大切です。

不法投棄された廃棄物の処理は、投棄者が判明しない場合、その土地の所有者や管理者が処分することになります。

自分の土地を守るのは自分自身です。土地の管理には十分注意しましょう。

不法投棄の撲滅に向けた取り組み

市では、後を絶たない廃棄物の不法投棄をなくすため、警察ＯＢによる産業廃棄物適正処理監視指導員や市内六十三人の不法投棄監視員の配置、監視カメラの

設置のほか、いわき中央・東・南警察署や福島海上保安部などの関係機関との連携により、日頃から監視体制の強化に取り組んでいます。

また「不法投棄防止地域活動支援事業」や「不法投棄監視サポーター制度」を推進し、行政と市民の皆さんが一体となって不法投棄に対する取り組みを行い、早期発見と未然防止に努めています。

不法投棄は美しいふるさとといわきの環境を脅かす悪質な行為です。市全域での不法投棄の撲滅に向けて、皆さんの理解と協力をお願いします。

市の取り組みを紹介

不法投棄防止地域活動支援事業

市では、不法投棄を未然に防止することを目的として、不法投棄防止のための活動を行う市内の自治会等の団体に対し、活動に必要な資材などを交付しています。

- ▶交付する資材 チェーン、ロープ、立ち入り禁止のテープ、ロープくい、ネット、不法投棄防止啓発の看板など
- ▶申し込み方法 同課・各支所で



不法投棄監視サポーター（ボランティア）制度

不法投棄監視サポーターの登録数は、本年8月末現在で1,139人となっています。登録いただいた皆さんには、普段行っている散歩やジョギングなどの際に、市が貸与するベストなどを着用し、地区の見回りなど不法投棄に対する啓発・監視活動をお願いしています。

- ▶対象 市内に居住・通勤する20歳以上の方、または市内で不法投棄防止のために活動を行う団体
- ▶内容 不法投棄の監視活動や市・警察への通報
- ▶貸与 帽子・蛍光ベスト
- ▶申し込み方法 同課・各支所で



ポリ塩化ビフェニール（PCB）廃棄物の確認を

廃棄物対策課指導係 ☎22-7604

○PCB廃棄物の処理期限が迫っています

PCBはコンデンサーなどの受電設備や照明器具の安定器などに広く使用されていましたが、有害であることが判明し、昭和47年以降は製造や新たな使用が禁止されました。現在は、法律により特別な保管・処分が必要で、処理期限を過ぎると処分ができなくなります。古い工場やビルを所有する方は、機器の管理・点検をしている専門の業者などに相談し、保管・使用している機器の確認をお願いします。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

○PCB廃棄物の処理期限

- ▶高濃度PCB廃棄物
 - ・高圧の変圧器・コンデンサーなど3kg以上の機器 令和4年3月31日(木)
 - ・照明器具の安定器など3kg未満の機器、汚染物 令和5年3月31日(金)
- ▶低濃度PCB廃棄物 令和9年3月31日(水)

○PCB掘り起こし調査に協力を

市では、事業用建物に設置されている照明器具や、エレベーター・エスカレーターの制御盤、医療用X線発生装置などを対象に、同調査を実施していますので、協力をお願いします。

PCB廃棄物の例



変圧器



コンデンサー



照明器具の安定器